

外国為替及び外国貿易法に基づく 輸出貿易管理令等の改正について (ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出禁止措置)

令和5年3月31日
経済産業省
貿易経済協力局
貿易管理部

ロシア・ベラルーシ等輸出入等禁止措置（全体像）

（1）ロシア及びベラルーシ向け国際輸出管理レジームの対象品目の輸出等の禁止措置

軍事転用
可能な
品目の
輸出禁止

※対象品目：工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等及び関連技術

【22年3月18日】

（2）ロシア及びベラルーシ向け軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の輸出等の禁止措置

※対象品目：半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品及び関連技術、催涙ガス、ロボット、レーザー溶接機等

【22年3月18日、23年2月3日品目追加（ロシア向けのみ）】

（3）ロシア向け化学・生物兵器関連物品等の輸出の禁止措置

※対象品目：化学物質、化学・生物兵器製造用の装置

【22年10月7日、23年2月3日化学物質35物質追加】

（4）ロシア及びベラルーシの特定団体（軍事関連団体）への輸出等の禁止措置

※対象団体：ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等ロシア357団体、ベラルーシ27団体

※外務省告示により、ロシア21団体を追加。 【22年3月18日、4月1日、5月17日、7月12日、10月3日、23年2月3日、**3月7日21団体追加**】

（5）ロシア向け先端的な物品等の輸出等の禁止措置

※対象品目：量子コンピュータ、3Dプリンター等及び関連技術

【22年5月20日】

（6）ロシア向け産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置

※対象品目：貨物自動車、ブルドーザ、**油圧ショベル、航空機用エンジン、航行用無線機、電気回路等**

【22年6月17日、**23年4月7日418品目追加**】

（7）ロシア向け石油精製用の装置等の輸出等の禁止措置

【22年3月18日、5月20日】

（8）ロシア向け奢侈品（しゃし品）輸出の禁止措置

※対象品目：高級自動車、宝飾品等

【22年4月5日】

（9）ロシアからの一部物品の輸入等の禁止措置

※対象品目：アルコール飲料、木材、機械類・電気機械、上限価格を超える原油及び石油製品の輸入（及び海上輸送に関連するサービスの提供）

【22年4月19日、12月5日、23年2月6日】

（10）「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）との間の輸出入の禁止措置

【輸入は22年2月26日、輸出は22年3月18日】

輸出等禁止措置

軍事関連
団体向け
輸出禁止

産業基盤
関連品目
輸出禁止

ぜいたく品
輸出禁止

輸入等
禁止措置

輸出入
禁止措置

外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令等の改正について (ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出禁止措置)

- ロシアによるウクライナへの侵略に対し、我が国は米国及び欧州諸国と連携しつつ、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、**ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出禁止措置**を導入する旨発表（2月28日閣議了解）。
- 今般、外為法第48条第3項に基づく輸出貿易管理令を改正（3月31日閣議決定・公布、4月7日施行予定）。これに合わせて同日付で関連する省令等を整備することにより、上記に関する輸出禁止措置を導入する。

○追加対象品目（HSコードにより418品目を指定）

1 鉄鋼

2 鉄鋼製品

3 アルミニウム及びその製品

4 ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び附属品

（例）建設機械（油圧ショベル、ブルドーザー等）、航空機用・船舶推進用エンジン、鍛造機等

5 電気機器及びその部分品

（例）電子機器（電気回路等）、航行用無線機器、発電機等

6 輸送用の機械及びその部分品の一部

（例）貨物自動車（車両総重量が20トンを超えるもの）、コンクリートミキサー車等

7 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品及び附属品

（例）無人航空機等

8 光学機器、写真用機器、測定機器、検査機器、精密機器並びにこれらの部分品及び附属品

（例）光ファイバー・光ファイバーケーブル、双眼鏡、航空測量等に特に設計した写真機等

9 玩具、縮尺模型等

外国為替及び外国貿易法（関連条文抜粋）及び補足点

（輸出の許可等）

第四十八条第三項

経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

※これまでの我が国のロシア・ベラルーシ等輸出入禁止措置等については、以下のHPをご参照ください。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

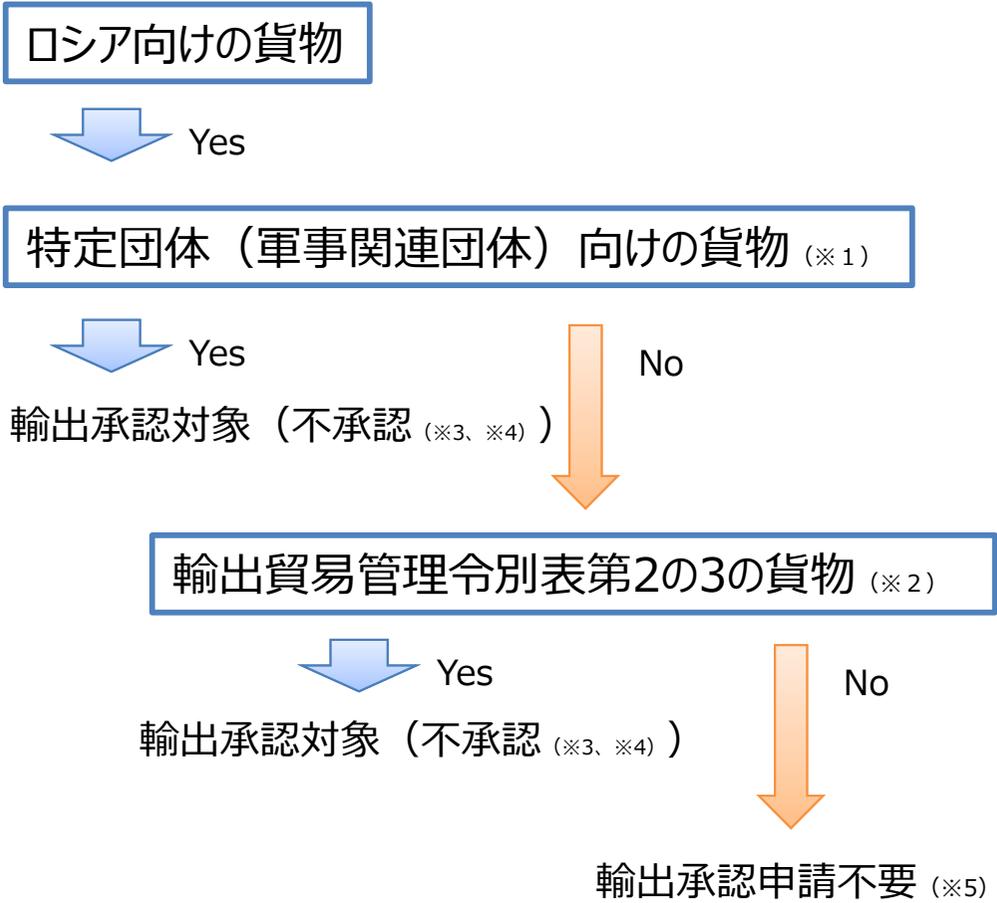
※米国及びEUの輸出禁止措置については、以下のHPをご参照ください。

米国：<https://www.bis.doc.gov/index.php/policy-guidance/country-guidance/russia-belarus>

EU：<https://www.consilium.europa.eu/en/policies/sanctions/restrictive-measures-against-russia-over-ukraine/>

ロシアへの輸出承認手続きに関するフローチャート

ロシア向けの貨物について、外為法第48条第3項に基づき、輸出承認を受ける義務を課すことにより輸出を禁止。



- (※ 1) 経済産業大臣が告示で指定する者（ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等）
- (※ 2) 国際輸出管理レジーム対象品目（工作機械、炭素繊維、高性能半導体等）、軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品（一般的に使用される半導体、コンピュータ、通信機器等）、奢侈品、先端的な物品（量子コンピューター、3Dプリンター等）、産業基盤強化に資する物品（貨物自動車等）
- (※ 3) 人道支援の目的等で輸出する場合は、承認することがある。詳細は次頁を参照
- (※ 4) 輸出承認対象の場合であっても輸出貿易管理令別表第5及び第6に定める特例の対象となる場合は輸出承認は不要。（無償の救いゆつ品、個人の携帯品や職業用具等。ただし、無償の商品見本等を除く。）
- (※ 5) 本措置以外に輸出承認対象となっている貨物については、当該貨物の輸出承認申請が必要。

(注意) 本フローチャートは、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の3～7の輸出の承認に係る貨物に関するフローチャートです。また、手続きの流れを簡潔に示すために、規制内容等を簡略化して記述しています。規制の詳細は、輸出貿易管理令等の関係法令を必ずご確認ください。

ロシアを仕向地とする貨物の輸出承認について

輸出貿易管理令第2条第1項第1号の3から第1号の7までに定める輸出については、「輸出貿易管理令の運用について」によるほか、既存のロシア向けの措置に加え、令和5年4月7日より、下記の追加措置を実施します。

○適用品目等

輸出令別表第2の3に掲げる貨物のロシアを仕向地とするもの

別表第二の三の第二号の二 **イ～ヲ：新設・修正**

(注) 上記に掲げる貨物のうち、輸出令別表第2に掲げる貨物に該当する場合には、当該貨物に係る手続によるものとする。ただし、当該貨物の承認は、当該の貨物の承認基準のほか、本通達による承認基準も勘案の上で行う。

○輸出の承認

今般の輸出規制対象貨物のロシアを仕向地とする輸出は、原則として承認しない。ただし、次の1.～9.のいずれかに該当する場合には、承認を行うことがある。

1. 食品・医薬品
2. 人道支援の目的で輸出するもの
3. サイバーセキュリティの確保に関するもの
4. 海洋の安全に関するもの
5. 消費者向けの通信機器（PC、スマホ等（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業向けを除く。））
6. 民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの
7. 政府間で輸出するもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）
8. 最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は以下に掲げる国・地域（※）の法人が出資した法人（合併を含む。）向けの輸出
9. 我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なもの

対象となる物品（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名		解釈（対象となる関税率表の番号等） （赤文字は今回追加された品目）
イ	木材及びその製品	(1) 化粧ばり用単板及び合板用単板並びにこれらに類する積層木材用単板並びにその他の縦にひき、平削りし、又は丸剥ぎした木材	4408.10
		(2) 木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品	4416.00
ロ	鉄鋼	(1) 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品	7208.10、7208.25、7208.26、7208.27、7208.36、7208.37、7208.38、7208.39、7208.40、7208.51、7208.52、7208.53、7208.54、7208.90、7209.15、7209.16、7209.17、7209.18、7209.25、7209.26、7209.27、7209.28、7209.90、7210.11、7210.12、7210.20、7210.30、7210.41、7210.49、7210.50、7210.61、7210.69、7210.70、7211.19、7211.23、7211.90、7212.20、7212.30、7212.40、7212.50
		(2) ステンレス鋼その他の合金鋼のフラットロール製品	7219.11、7219.12、7219.13、7219.14、7219.21、7219.22、7219.23、7219.24、7219.31、7219.32、7219.33、7219.34、7219.35、7219.90、7220.11、7220.12、7220.20、7220.90、7225.11、7225.40、7225.50、7225.91、7225.92、7226.11、7226.19、7226.20、7226.92、7226.99
ハ	鉄鋼製品	(1) 鉄鋼製の構造物及びその部分品並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品	7308.10、7308.20、7308.30、7308.40、7308.90
		(2) 鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器	7309.00
		(3) 鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器	7310.10、7310.21、7310.29
ニ	アルミニウム及びその製品	(1) アルミニウム製の構造物及びその部分品並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品	7610.10、7610.90
		(2) アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器	7612.10
ホ	手工具用又は加工機械用の互換性工具並びに機械用又は器具用のナイフ及び刃		8207.60、8208.10、8208.20、8208.30、8208.40、8208.90
ヘ	ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び付属品	(1) 蒸気発生ボイラー及び過熱水ボイラー並びにこれらの部分品	8402.12、8402.19、8402.20、8402.90
		(2) 蒸気発生ボイラー、過熱水ボイラー又はセントラルヒーティング用ボイラーの補助機器及び蒸気原動機用復水器並びにこれらの部分品	8404.10、8404.20、8404.90
		(3) 発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機並びにこれらの部分品	8405.10、8405.90
		(4) 蒸気タービン及びその部分品	8406.81、8406.82、8406.90
		(5) ピストン式火花点火内燃機関及びピストン式圧縮点火内燃機関並びにこれらの部分品	8407.10、8407.21、8407.29、8408.10、8408.20、8408.90、8409.10、8409.99
		(6) 液体タービン又は水車の部分品	8410.90

対象となる物品（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等） （赤文字は今回追加された品目）	
へ	ボイラー及び機械類 並びにこれらの部分品 及び付属品	(7) ターボジェット及びターボプロペラ並びにこれらの部分品	8411.11、8411.12、8411.21、8411.22、8411.91
		(8) 反動エンジン、液体原動機及び気体原動機	8412.10、8412.21、8412.29、8412.39
		(9) 液体ポンプ	8413.11、8413.19、8413.30、8413.50、8413.60、 8413.81
		(10) 真空ポンプ及び気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機、ファン、換気用若しくは循環用のフード又は密閉形の生物学的安全キャビネットの部分品	8414.10、8414.90
		(11) エアコンディショナー	8415.83
		(12) 炉用バーナー及びメカニカルストーカー並びにこれらの部分品	8416.10、8416.20、8416.30、8416.90
		(13) ベーカーオープン	8417.20
		(14) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器、瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器並びにこれらの機器又は乾燥機の部分品	8419.19、8419.40、8419.50、8419.89、8419.90
		(15) カレンダーその他のロール機の部分品	8420.99
		(16) 遠心分離機、液体又は気体のろ過機及び清浄機並びにこれらの部分品	8421.11、8421.19、8421.23、8421.29、8421.31、 8421.91、8421.99
		(17) 噴射用、散布用又は噴霧用の機器及びこれらの部分品	8424.89、8424.90
		(18) プーリータックル、ホイスト、ウインチ及びキャブスタン	8425.11、8425.31
		(19) デリック、クレーン、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリアー及びクレーンを装備した作業トラック並びにこれらの部分品	8426.11、8426.12、8426.19、8426.20、8426.30、 8426.41、8426.49、8426.91、8426.99、8431.41及び 8431.49（84.26のものに限る。）
		(20) フォークリフトトラック及び持ち上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック並びにこれらの部分品	8427.10、8427.20、8427.90、8431.20
		(21) 昇降機、コンベヤその他の持ち上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械並びにこれらの部分品	8428.20、8428.31、8428.32、8428.33、8428.39、 8428.70、8428.90、8431.39
		(22) ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー並びにこれらの部分品	8429.11、8429.19、8429.20、8429.30、8429.40、 8429.51、8429.52、8429.59、8431.41及び8431.49 （84.29のものに限る。）
		(23) 移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械、くい打ち機及びくい抜き機並びにこれらの機械又は除雪機の部分品	8430.10、8430.39、8430.50、8430.69、8431.41及び 8431.49（84.30のものに限る。）
		(24) 繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の仕上げ用の機械	8439.10、8439.30
		(25) 製本用機械の部分品	8440.90
		(26) 箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械	8441.30
		(27) 印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器の部分品	8442.40
		(28) 印刷機並びにその部分品及び付属品	8443.13、8443.15、8443.16、8443.17、8443.19、 8443.91

対象となる物品（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等） （赤文字は今回追加された品目）	
へ	ボイラー及び機械類 並びにこれらの部分品 及び付属品	(29) 人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機並びにこれらの補助機械	8444.00、8448.11及び8448.19（84.44の機械の補助機械に係るものに限る。）
		(30) 紡績準備機械、紡織用繊維の糸の製造機械、かせ機、糸巻機、紡織用繊維の糸を準備する機械、織機、編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械又はジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも若しくは網の製造機械の補助機械（その部分品及び附属品を含む。）並びに部分品及び附属品	8448.11、8448.19、8448.33、8448.42、8448.49、8448.51 （上記（29）に該当するものを除く。）
		(31) 洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械並びにこれらの部分品	8451.10、8451.29、8451.30、8451.90
		(32) 原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の製品の製造用又は修理用の機械並びにこれらの部分品	8453.10、8453.80、8453.90
		(33) 転炉、取鍋(ベ)及びインゴット用鑄型並びにこれらの機器又は鑄造機の部分品	8454.10、8454.20、8454.90
		(34) 金属圧延機及びそのロール	8455.22、8455.30
		(35) レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズママークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械並びにこれらの機械又はウォータージェット切断機械の部分品及び附属品	8456.20、8456.40、8466.93（84.56のものに限る。）
		(36) 金属加工用のマシニングセンター及びマルチステーショントランスファーマシン並びにこれらの機械又は金属加工用のユニットコンストラクションマシンの部分品及び附属品	8457.10、8457.30、8466.93（84.57のものに限る。）
		(37) 旋盤並びにその部分品及び附属品	8458.11、8458.19、8458.91、8458.99、8466.93 （84.58のものに限る。）
		(38) 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤並びにこれらの部分品及び附属品	8459.10、8459.21、8459.31、8459.41、8459.49、8459.61、8459.70、8466.93（84.59のものに限る。）
		(39) 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械並びにその部分品及び附属品	8460.12、8460.19、8460.22、8460.23、8460.24、8460.29、8460.31、8460.39、8460.40、8460.90、8466.93（84.60のものに限る。）
		(40) 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤その他の加工機械並びにその部分品及び附属品	8461.20、8461.30、8461.40、8461.90、8466.93 （84.61のものに限る。）
		(41) 鍛造機、ハンマー、型鍛造機、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪(せん)断機、パンチングマシン、ノッチングマシン及びコプリングマシン並びにその他のプレス並びにこれらの部分品及び附属品	8462.11、8462.19、8462.22、8462.23、8462.24、8462.25、8462.26、8462.29、8462.32、8462.33、8462.39、8462.42、8462.49、8462.51、8462.59、8462.61、8462.62、8462.63、8462.69、8462.90、8466.94（84.62のものに限る。）
		(42) 引抜き機、ねじ転造盤、線の加工機械その他の加工機械並びにその部分品及び附属品	8463.10、8463.20、8463.30、8463.90、8466.94 （84.63のものに限る。）
		(43) 石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械並びにこれらの部分品及び附属品	8464.10、8464.20、8464.90、8466.91
(44) 木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械並びにこれらの部分品及び附属品	8465.20、8465.93、8465.94、8465.96、8466.92		

対象となる物品（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等） （赤文字は今回追加された品目）	
へ	ボイラー及び機械類 並びにこれらの部分品 及び付属品	(45) ツールホルダー、自動開きダイヘッド及び工作物保持具	8466.10、8466.20
		(46) はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器及びガス式の表面熱処理用機器並びにこれらの部分品	8468.10、8468.20、8468.80、8468.90
		(47) 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット、磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械並びに符号化したデータを処理する機械並びにこれらの部分品及び附属品	8471.30、8471.41、8471.49、8471.50、8471.60、8471.70、8471.80、8471.90、8473.30
		(48) 謄写機、郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯がけ用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械	8472.10、8472.30
		(49) 電子式計算機の部分品及び附属品	8473.21
		(50) 選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、混合機、捏(ねっ)和(か)機、凝結機、成形機及び鋳物用砂型の造型機	8474.10、8474.31、8474.39、8474.80
		(51) ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械及びこれらの機械又は電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械の部分品	8475.21、8475.29、8475.90
		(52) ゴム若しくはプラスチック又はこれらを材料とする物品の成形用機械	8477.30、8477.40、8477.51
		(53) 土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械、プレスその他の木材又はコルクの処理用機械、産業用ロボットその他の機械類及びその部分品並びに動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械、綱又はケーブルの製造機械、蒸発式空気冷却装置、旅客搭乗橋その他の機械類の部分品	8479.10、8479.30、8479.50、8479.81、8479.82、8479.89、8479.90
		(54) 鋳型ベース、鋳造用パターン及び鋳物性材料の成形用の型	8480.20、8480.30、8480.60
		(55) 減圧弁、油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁、逆止弁、安全弁及び逃がし弁	8481.10、8481.20、8481.30、8481.40
		(56) 玉軸受及びころ軸受並びにこれらの部分品	8482.10、8482.20、8482.30、8482.40、8482.50、8482.80、8482.91、8482.99
		(57) ギヤボックスその他の変速機、伝動軸、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラスクリュー、弾み車、プーリー、クラッチ及び軸継手並びにこれらの部分品	8483.10、8483.20、8483.30、8483.40、8483.50、8483.60、8483.90
		(58) ガasketその他これに類するジョイント、材質の異なるガasketその他これに類するジョイントをセットにし、又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール	8484.10、8484.20、8484.90
		(59) 積層造形用の機械及びその部分品	8485.20、8485.30、8485.90
		(60) 半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部分品及び附属品	8486.10、8486.20、8486.30、8486.40、8486.90
		(61) 船舶のプロペラ及びその羽根並びにその他の機械類の部分品	8487.10、8487.90

対象となる物品（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等） （赤文字は今回追加された品目）	
ト	電気機器及び その部分品	(1) 電動機、発電機及びロータリーコンバーター並びにこれらの部分品	8501.20、8501.31、8501.33、8501.53、8501.61、 8501.62、8501.63、8501.64、8502.11、8502.12、 8502.13、8502.20、8502.31、8502.39、8502.40、 8503.00
		(2) トランスフォーマー	8504.32、8504.33、8504.34
		(3) 電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化していないもの、電磁式又は永久磁石式の チャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフ ティングヘッド並びにこれらの部分品	8505.11、8505.20、8505.90
		(4) 空気・亜鉛電池及び一次電池の部分品	8506.60、8506.90
		(5) 鉛蓄電池及びニッケル・カドミウム蓄電池	8507.10、8507.20、8507.30
		(6) 火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器並びに これらの内燃機関に使用する種類の発電機及び開閉器並びにこれらの部分品	8511.10、8511.20、8511.30、8511.40、8511.50、 8511.80、8511.90
		(7) 電気式の照明用又は信号用の機器及びこれらの機器、ウインドスクリーンワイパー又は曇り除去 装置の部分品	8512.20、8512.90
		(8) 工業用又は理化学用の電気炉その他の機器及びその部分品	8514.11、8514.19、8514.20、8514.31、8514.90
		(9) ろう付け用又ははんだ付け用の機器及び金属用抵抗溶接機器	8515.11、8515.19、8515.21、8515.29
		(10) 電熱用抵抗体	8516.80
		(11) 音声、画像その他のデータを送受信する機器及びその部分品並びに電話機の部分品	8517.61、8517.71、8517.79
		(12) 不揮発性半導体記憶装置	8523.51
		(13) ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器、テレビカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラ レコーダー	8525.50、8525.81、8525.82、8525.83
		(14) レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器	8526.10、8526.91、8526.92
		(15) 自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機	8527.21
		(16) 陰極線管モニター	8528.49
		(17) 鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は 交通管制用の電気機器及びこれらの部分品	8530.10、8530.80、8530.90
		(18) 固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー及びこれらの部分品	8532.10、8532.24、8532.29、8532.30、8532.90
		(19) 固定式電気抵抗器及び電気抵抗器の部分品	8533.29、8533.90
		(20) 印刷回路	8534.00
		(21) 電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器及びこれらの機器又は光ファイバー用若しくは 光ファイバーケーブル用の接続子の部分品	8535.10、8535.21、8535.29、8535.30、8535.40、 8535.90、8536.50、8536.69、8536.90、8538.90 (85.35及び85.36のものに限る。)
		(22) 電気制御用若しくは配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品又は 数値制御用の機器の部分品	8538.10及び8538.90（85.37のものに限る。）

対象となる物品（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等） （赤文字は今回追加された品目）	
ト	電気機器及びその部分品	(23) フイルメント電球、放電管、アーク灯及び発光ダイオード光源	8539.29、8539.39、8539.41、8539.51、8539.52
		(24) 熱電子管、冷陰極管及び光電管並びにこれらの部分品	8540.20、8540.60、8540.71、8540.79、8540.81、8540.89、8540.91、8540.99
		(25) 半導体素子、光電性半導体素子、発光ダイオード及び圧電結晶素子並びにこれらの部分品	8541.10、8541.21、8541.29、8541.30、8541.41、8541.42、8541.43、8541.49、8541.51、8541.59、8541.60、8541.90
		(26) 集積回路及びその部分品	8542.31、8542.32、8542.33、8542.39、8542.90
		(27) 粒子加速器、信号発生器及び電気メッキ用、電気分解用又は電気泳動用の機器	8543.10、8543.20、8543.30
		(28) 電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバークーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限る。）	8544.11、8544.30、8544.49、8544.60、8544.70
		(29) 炭素ブラシ	8545.20
		(30) 電気機器の電気絶縁用物品並びに電線用導管及びその継手	8547.10、8547.20、8547.90
		(31) 機器の電気式部分品	8548.00
		(32) 電気電子機器のくず	8549.11、8549.12、8549.13、8549.14、8549.19、8549.21、8549.29、8549.31、8549.39、8549.91、8549.99
チ	鉄道用機関車、炭水車、鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両及び無蓋車	8602.90、8604.00、8606.92	
リ	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品	(1) 雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両	8703.10
		(2) 貨物自動車 ※ダンプカー含む	8704.10、8704.22、8704.23、8704.32
		(3) 特殊用途自動車	8705.10、8705.40、8705.90
		(4) 自走式作業トラック又は鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクターの部分品	8709.90
		(5) トレーラー及びセミトレーラー	8716.20、8716.39、8716.90
ヌ	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品及び附属品	(1) 気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機並びにこれらの部分品	8801.00、8807.10、8807.20、8807.30、8807.90 （88.07については88.01のものに限る。）
		(2) ヘリコプター、飛行機その他の航空機、宇宙飛行体及び打上げ用ロケット並びにこれらの部分品	8802.11、8802.12、8802.20、8802.30、8802.40、8802.60、8807.10、8807.20、8807.30、8807.90 （88.07については88.02のものに限る。）
		(3) 落下傘及びロートシュート並びにこれらの部分品及び附属品	8804.00
		(4) 航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品	8805.10、8805.21、8805.29
		(5) 無人航空機及びその部分品	8806.10、8806.21、8806.22、8806.23、8806.24、8806.29、8806.91、8806.92、8806.93、8806.94、8806.99、8807.10、8807.20、8807.30、8807.90 （88.07については88.06のものに限る。）

対象となる物品（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等） （赤文字は今回追加された品目）
ル	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び付属品	(1) 光ファイバー及び光ファイバーケーブル 9001.10
		(2) 対物レンズ 9002.11、9002.19
		(3) 双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及び天体観測用機器並びにこれらの部分品及び付属品 9005.10、9005.80、9005.90
		(4) 水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ 9006.30
		(5) 映画用の撮影機 9007.10
		(6) 写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器 9010.10
		(7) 武器用望遠照準器、潜望鏡及び光学機器その他の機器の部分品として設計した望遠鏡 9013.10
		(8) 羅針盤その他の航行用機器並びにその部分品及び付属品 9014.10、9014.20、9014.80、9014.90
		(9) 土地測量用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器及び測距儀並びにこれらの部分品及び付属品 9015.10、9015.20、9015.40、9015.80、9015.90
		(10) 硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機 9024.10、9024.80
		(11) ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計若しくは乾湿球湿度計又はこれらを組み合わせた物品の部分品及び付属品 9025.90
		(12) 液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器並びにこれらの部分品及び付属品 9026.10、9026.20、9026.80、9026.90
		(13) 物理分析用又は化学分析用の機器、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器及び熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器 9027.10、9027.81、9027.89
		(14) 積算回転計、生産量計、タクシメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品、速度計、回転速度計及びストロボスコープ並びにこれらの部分品及び付属品 9029.10、9029.20、9029.90
		(15) スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器 9030.32、9030.39、9030.40、9030.82、9030.89
		(16) テストベンチ 9031.20
		(17) 液体式又は気体式の自動調整機器 9032.81
ヲ	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型及びパズル	9503.00

輸出禁止の対象となるロシアの特定団体（軍事関連団体）の追加（2月28日告示公布、3月7日施行）

- 337 連邦汎用技術センター(FTsDT)ソユーズ（別称、FSUE FCDTソユーズ）
- 338 ロシア科学アカデミー(RAS) A. A. ハルケヴィチ情報伝達問題研究所(IITP)（別称、情報伝達問題研究所、情報伝達問題研究所RAN）
- 339 持株会社アク・バルス
- 340 ロシア科学アカデミー極東支部自動海洋研究特別研究局（別称、SKB SAMI DVO RAN）
- 341 有限会社生合成システムズ（別称、有限会社SBS）
- 342 ロシア科学・高等教育省所管連邦国家予算学術機関ロシア科学アカデミー K. A. ヴァリエフ名称物理・技術研究所（別称、FTIAN IM K.A. Valiev RAS、FTI RAS、FTIAN）
- 343 連邦国家単一企業全ロシア物理・技術・無線工学観測研究所（別称、VNIIFTRI）
- 344 連邦技術規制・計量庁（別称、ロススタンダード）
- 345 ロシア科学アカデミー P. N. レベデフ名称物理学研究所（別称、レベデフ物理研究所、LPI RAS、FIAN）
- 346 ロシア科学アカデミー固体物理学研究所（別称、ISSP、科学アカデミーSSSR固体物理学研究所、連邦国家予算機関ロシア科学アカデミー Y u. A. オシピャン名称固体物理学研究所）
- 347 ロシア科学アカデミーシベリア支部、ルジャノフ半導体物理学研究所（別称、IPP SB RAS、A. V. ルジャノフ名称半導体物理学研究所）
- 348 株式会社クラフトウェイコーポレーションPSC（別称、クラフトウェイコーポレーションPLS、株式会社クラフトウェイコーポレーションPLS）
- 349 株式会社PKKミランドル（別称、ミランドル、有限会社MPKミランドル）
- 350 有限会社ファイバーセンス
- 351 有限会社ミランドルEK
- 352 株式会社ミランドルICC
- 353 有限会社ミルルIS
- 354 （有限会社）マイクロエレクトロニクスコンプレックス（MPK）ミランドル
- 355 株式会社ロスエレクトロニクス
- 356 科学製造会社オプトリンク（別称、有限会社研究製造会社オプトリンク、有限会社NPKオプトリンク、有限会社RPCオプトリンク、SPCオプトリンク）
- 357 民間軍事会社「ワグナー」（別称、民間軍事会社「ワグネル」、Chvk ワグネル、PMCワグナー、ワグナー・グループ、ワグネル・グループ）

貿易管理トップページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/index.html

対ロシア等制裁関連のページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

・輸出に関するご相談
（可能な限り、想定している貨物・役務や仕向先と併せてご相談ください）
⇒貿易管理部 貿易審査課

・制度に関するご相談
⇒貿易管理部 貿易管理課

お問い合わせメール宛先（共通）
bzl-russia-seisai@meti.go.jp